
プロジェクト **連結及び持分法**

項目 **本日の審議事項（ショート・ペーパー・シリーズ第3号「持分法会計についての視点」）**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、事務局においてドラフトを行ったASBJショート・ペーパー・シリーズ第3号「持分法会計についての視点」（以下「本ペーパー」という。）の内容を説明し、ご質問及びご意見をいただくことを目的としている。
2. 本ペーパーは、本委員会及びASAF対応専門委員会での審議を踏まえ、対応を行ったうえで、国際的な意見発信として、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議及び会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議に提出することを予定しており、第115回ASAF対応専門委員会（2021年8月2日開催）より検討を開始している。

II. 本ペーパー作成の経緯

3. 持分法会計については、過去から継続する解決すべき課題であると我が国の関係者の多くが理解しているにもかかわらず、国際会計基準審議会（IASB）によって正面から取り上げられていない論点であると事務局は認識している。
4. 現在、IASBは、持分法のリサーチ・プロジェクトを実施しており、当該プロジェクトでは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の諸原則を識別し、説明することにより、持分法の適用上の問題に対処できるかどうかを評価することが目的とされており、持分法会計の範囲に関する問題や持分法会計が一行連結か測定基礎かという根本的なレビューは行わないこととされている。
5. IASBでは、同時にIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（以下「適用後レビュー」という。）も実施しているが、持分法会計は適用後レビューの対象になっていない。
6. ASBJでは、我が国における持分法会計の重要性に鑑み、適用後レビューにおいて持分法会計に関しても関係者にアウトリーチを実施し、コメント・レターの提出を行った。アウトリーチを受けて、適用後レビューのコメント・レター（別紙の

コメント・レター抜粋参照)において、次のコメントをIASBに提出した。

我々は、多くの関係者が、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないことから、持分法会計の根本的な見直しが必要とは考えていない。また、持分法会計を単に一行連結であるとも、単に測定技法であるとも考えていない。むしろ、持分法会計は両方の側面を有しているにもかかわらず、どのような場合にどちらの側面を重視すべきかが明らかでないために、多くの実務上の論点が生じていると考えている。したがって、どのような場合にそれぞれの側面を重視すべきかを明らかにすることにより、すべてではないにしても、多くの実務上の個別の論点に対処することが可能であると考えている。

7. IASBは、現在、「第3次アジェンダ協議」を実施しているため、第3次アジェンダ協議における対応としても、持分法会計において、どのような場面で一行連結を重視し、どのような場面で測定基礎の側面を重視するかを明確にすることにより適用上の論点の解決に資することについて意見を発信することを予定している。

III. 本ペーパーの内容

8. 本ペーパーは、適用後レビュー及び第3次アジェンダ協議においてコメント対応している、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結を重視し、どのような場合に測定基礎の側面を重視するのかについての事務局の意見を説明するものである。
9. 本ペーパーにおいては、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第10号「連結財務諸表」の現行の要求事項は、所与として分析を行っている。しかし、適用後レビューにおいては、支配の喪失を生じさせる取引及び段階取得において、保持している持分又は既存の持分を公正価値で測定することが目的適合性のある情報を提供するかどうかについては、複数の利用者が取引の経済的実態と乖離していると述べている点をコメントしており（別紙参照）、段階取得における公正価値測定の有用性に関する疑問について、本ペーパーの最後で記載している。
10. 本ペーパーの具体的な内容については、本ペーパーを使用してお説明をさせていただきます。

IV. 本日の審議事項

11. 本日は、本ペーパーの内容及び今後の進め方につき、ご質問やご意見があればいただきたい。
12. なお、第115回ASAF対応専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(4)-3に記載している。

以 上

別紙

情報要請 適用後レビュー：IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の回答（抜粋）

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、全体として支配の評価について、現在の IFRS 第 10 号を修正する必要がある問題は聞かれなかった。

それに対して、支配の喪失を生じさせる取引及び段階取得において、保持している持分又は既存の持分を公正価値で測定することが目的適合性のある情報を提供するかどうかについては、複数の利用者が取引の経済的実態と乖離していると述べている。作成者においては、子会社と関連会社に対する関与等の観点の違いにより、次のような異なる意見が聞かれた。

- 関連会社に対する投資と子会社に対する投資は、単に価値の増加を期待して保有する投資（金融投資）ではなく、投資先への関与を通じた事業活動の遂行と、関与からの成果の獲得を目的として保有する投資（事業投資）である。支配を喪失して子会社が関連会社になったとしても、投資の性質は異ならないため、投資の性質が変わったかのごとく保有持分を公正価値で測定することは目的適合性のある情報を提供しない。
- 関連会社への関与と子会社への関与は異なっており、支配を喪失して関与が変化した場合には、保有持分を再測定することにより目的適合性のある情報を提供する。

いずれの見解の作成者も、再測定による損益は、一過性の損益として通常の損益とは区分して扱っていると述べている。

持分法会計

持分法会計については今回の情報要請の対象に含まれていないことは承知している。しかし、情報要請の対象である IFRS 第 11 号に従って投資先が共同支配企業に分類された場合には持分法が適用されることから、持分法会計についての見解も入手した。

我々がアウトリーチを行った多くの利害関係者は、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないものの、当該ガイダンスが、持分法会計の性質について一行連結か測定技

法かという概念的な基礎を提供していないために、現行のガイダンスにおいて解決されていないと考えられる持分法会計の実務上の論点があることを強調した。そのような実務上の論点には、持分法投資における減損会計の論点が含まれる。

我々は、多くの関係者が、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないことから、持分法会計の根本的な見直しが必要とは考えていない。また、持分法会計を単に一行連結であるとも、単に測定技法であるとも考えていない。むしろ、持分法会計は両方の側面を有しているにもかかわらず、どのような場合にどちらの側面を重視すべきかが明らかでないために、多くの実務上の論点が生じていると考えている。したがって、どのような場合にそれぞれの側面を重視すべきかを明らかにすることにより、すべてではないにしても、多くの実務上の個別の論点に対処することが可能であると考えている。

このような概念的な議論を IASB が行わないまま、個別の対応を行うことに対しては、我が国の関係者から懸念が聞かれている。その例の一つとして、IASB が公開草案「全般的な表示及び開示」において「不可分の関連会社及び共同支配企業」と「不可分でない関連会社及び共同支配企業」に関連する損益を区分して表示することを提案したことが挙げられる。

我々は、IASB が持分法会計の主な定めを維持すべきであると考え。同時に、我々は、我が国の関係者によって識別された減損会計のような実務上の論点を解決するために、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定技法の側面を重視すべきかを明確にする原則を開発するためのプロジェクトに取り組むべきと考える。

以 上